

第12章

安全で質の高い学校施設の整備

総論

学校施設は基本的な教育条件の一つです。教育水準の維持向上の観点からその安全性や快適性の確保、多様化する学習活動に適応することは重要であり、児童生徒の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を行う必要があります。

東日本大震災では、耐震化されていた学校施設が、地震による建物の倒壊から児童生徒などの命を守りました。また、学校施設は、災害時の地域住民の避難所等にもなることから、その耐震化や防災機能強化は極めて重要です。

このほか、環境への配慮や教育内容・方法の変化への対応、老朽化した学校施設の長寿命化等の改修も重要です。

文部科学省では、学校施設の整備に役立てるための指針や事例集などを作成し、学校関係者に周知するとともに、耐震化や老朽化対策をはじめとする学校施設の整備に対する国庫補助を行っています(私立学校の施設整備については第6章第1節参照)。

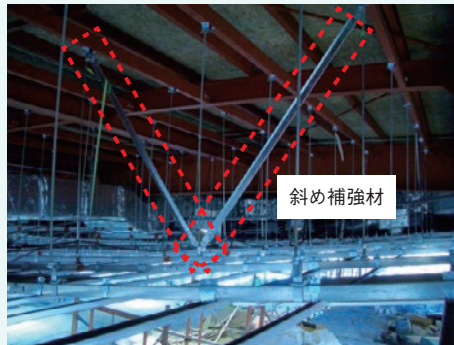
また、国立大学等の施設は、高度化・多様化する教育研究活動の展開に不可欠な基盤であり、創造性豊かな人材養成や独創的で多様な学術研究、高度先進医療の提供などを推進するためには、施設の充実を図ることが重要です。

文部科学省では、国立大学等の施設の重点的・計画的整備を支援するとともに、施設マネジメントの促進など、教育研究活動を支えるキャンパス環境の整備充実を推進しています。

図表 2-12-1 安全で質の高い学校施設の整備



学校施設の耐震化対策
(新潟県立安塚高等学校「公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集」より)



非構造部材の耐震対策
(金属下地天井の更新に伴う補強
「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」より)



円形で上下2フロア構成の図書館
(鹿児島県立開陽高等学校 事例集
「これからの高等学校施設」より)



大学の歴史を継承し、個性・特色を表すキャンパス
(東京工業大学本館とプロムナード 報告
「キャンパスの創造的再生」より)

第2期教育振興基本計画における主な関係部分

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

○学校施設の耐震化率の向上

公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

○公立学校施設の耐震化については年々進捗（平成26年度予算執行後の公立小中学校施設の耐震化率は約96%となる見込み（平成26年4月現在の耐震化率は92.5%））。

○引き続き、必要な予算確保や各地方公共団体への働き掛けなどにより、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指すとともに、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、老朽化対策や、質の高い学校施設整備を推進。

1 学校施設の安全・安心の確保

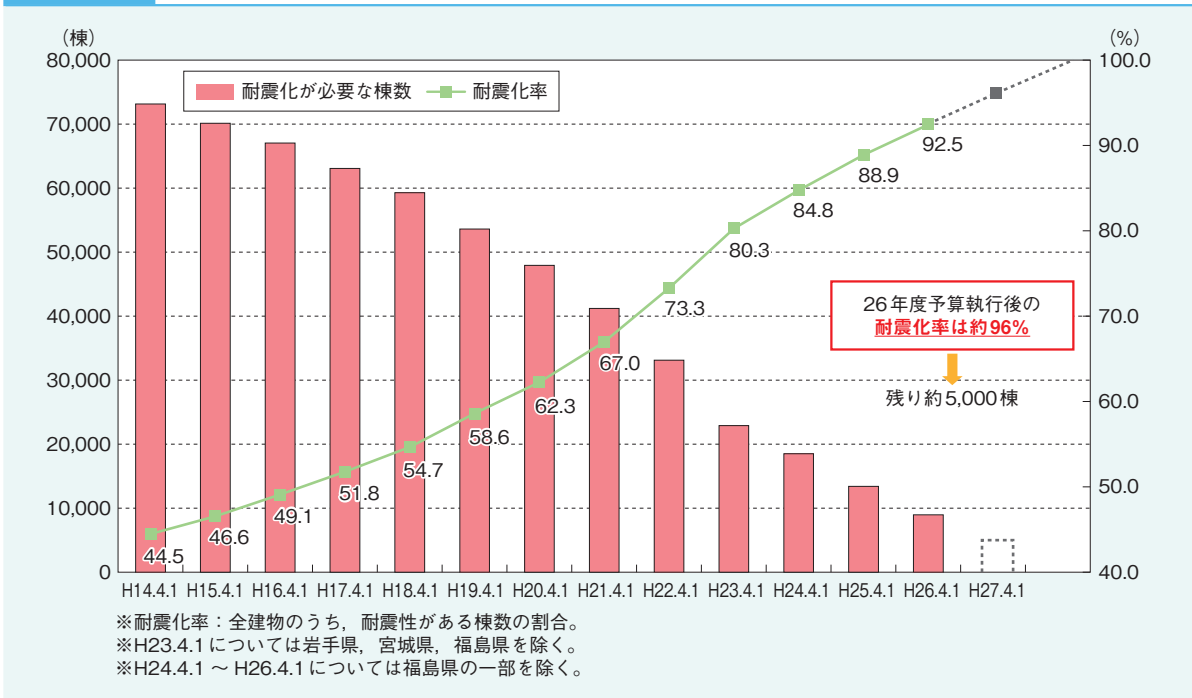
(1) 耐震化の推進

公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所等ともなることから、耐震化により、その安全性を確保することは極めて重要です。

文部科学省では、平成23年5月に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、27年度末までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了するという目標を掲げました。

平成25年度は、地方公共団体の事業計画を踏まえ、当初予算や補正予算により、耐震化に必要な予算を措置しました。また、26年度予算執行後、公立小中学校施設の耐震化率は約96%まで進捗し、耐震化が必要な建物は残り約5,000棟となる見込みです。

図表 2-12-2 耐震化の進捗状況（公立小中学校）



また、学校施設の安全性を確保するためには、建物（構造体）の耐震化だけでなく、天井材、照明器具などの非構造部材の耐震対策が必要であり、特に屋内運動場等の吊り天井の落下は致命的な事故が起りやすく、その防止対策が不可欠です。落下防止対策が必要な吊り天井を有する公立小中学校の屋内運動場は、平成26年4月1日現在で6,222棟あり、文部科学省では、平成27年度までの速やかな対策完了を目指して取り組むよう学校設置者に対して要請しています。

このほか、吊り天井等の落下防止対策の具体的な手順等を分かりやすく示した「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成25年8月）」を作成し配布するなど、設置者の取組を支援しています（参照：第1部特集2第4節4）。

文部科学省では、引き続き、非構造部材の耐震対策を含めた耐震化の取組を支援していきます。

（2）老朽化した学校施設の計画的・効率的な再生整備

公共施設の約4割を占める学校施設のうち、公立小中学校については、第二次ベビーブームへの対応で建築されたものが多く、建築後25年以上を経過した建物が全体の約7割を占めるなど、老朽化が深刻です。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画においても、学校施設の老朽化対策を推進すると記載しており、厳しい財政状況の下で効率的・効果的に老朽化対策を進めるための新しい方法「長寿命化改修」に対する国庫補助制度を平成25年度に創設するなど、学校施設の老朽化対策に取り組んでいます（参照：第1部特集2第4節4）。

2 学校施設の室内環境対策

児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるよう、室内空気汚染対策などの環境対策を推進しています。具体的には、建築材料などから発散する化学物質による室内空気汚染などに起因する健康への影響（いわゆる「シックハウス症候群」）が問題となっており、学校施設を整備する際の室内空気汚染に関する主な対策のポイントをまとめたパンフレットなどを作成し、各都道府県教育委員会などへ配

布しています*¹。また、「学校施設整備指針」(参照：第2部第12章第2節①)の中でも、化学物質濃度が基準値以下であることを確認した上で建物の引渡しを受けるなどの対策を盛り込んでいます。

さらに、アスベスト対策については、平成17年の事業所などにおける健康被害の状況発表以来、社会的に深刻な問題となっています。文部科学省では、児童生徒などの安全対策に万全を期すために、学校施設などにおける吹き付けアスベスト等の使用実態調査を実施しています*²。

この調査結果などを踏まえ、学校施設などの設置者に対し、対策工事に係る国庫補助等や、具体的な対策方法を示した留意事項の通知を行うことにより、適切なアスベスト対策が講じられるよう取り組んでいます。

③ 学校施設の事故防止及び防犯対策の充実

学校施設は、心身ともに成長過程にある多数の児童生徒などが学習や生活をする場であることから、事故防止対策、防犯対策など安全性を確保することが重要です。子供の安全を守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し安全対策を行う必要があります。また、施設・設備面(ハード面)に関する対応のみならず、管理・運営など(ソフト面)の対応も含め、組織的・継続的に実施する必要があります。

文部科学省では、学校施設の事故防止・防犯対策に関する報告書など*³を作成し、研修会などを通じて学校設置者に対し普及啓発を図っています。また、「学校施設整備指針」を改訂し、安全対策関連規定や学校施設の防犯対策に関する規定を充実させています。さらに、児童生徒などの事故防止や防犯対策の観点から必要となる施設整備について国庫補助を行っています。

第2節

快適で豊かな施設環境の構築

① 新たな時代に応じた学校施設への取組

(1) 「学校施設整備指針」などの策定

学校は、子供たちが生き生きと学習や生活することのできる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要です。このため、文部科学省では、学校種ごとに施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を策定しています*⁴。各「学校施設整備指針」は、学習内容や方法、社会状況の変化などに対応するため継続的に見直しを行っており、これまで学習指導要領の改訂への対応や、学校施設の防犯対策、既存学校施設の耐震化、特別支援教育、事故防止対策の推進などを目的に改訂を行いました。また、平成22年6月及び24年5月には、各「学校施設整備指針」のポイントを分かりやすく解説した事例集も作成しています。

(2) 学校施設づくりのアイデア集、事例集などの作成

快適で豊かな学校施設環境の実現のため、文部科学省では、様々な調査研究の成果を事例集などにまとめ、地方公共団体等への配布や講習会での説明などを通じて周知しています。

平成22年1月には、学習指導要領の改訂などの趣旨を踏まえ、質の高い教育を実現するために参考になると思われる施設に関するアイデアを集めた「新たな学校施設づくりのアイデア集」を作

*¹ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1305497.htm

*² 参照：<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

*³ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm

*⁴ 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/index.htm

成しました。

また、平成23年11月には、学校設置者の学校施設的环境向上や機能改善に向けた取組を促すため、老朽化が進む学校施設の中でも、特に整備が遅れている学校トイレについて、施設改修に向けた設置者の事業計画・予算確保への取組などを紹介する「学校トイレ改善の取組事例集」を作成しました*5。



中・高学年用の多目的スペース
(埼玉県戸田市戸原小学校)
「新たな学校施設づくりのアイデア集」より



改修後のトイレ
(神奈川県川崎市立有馬小学校)
「学校トイレ改善の取組事例集」より



改修前

(3) 学校施設整備のプロセスに関する報告書の作成

平成25年3月には、老朽化対策をはじめ、耐震化、防災機能強化、多様化する教育活動への対応など域内の学校施設が抱える課題全体に計画的・効果的に対応する上で、地方公共団体が対応策を総合的に検討し、域内の学校施設全体の中長期的な整備方針である「学校施設整備基本構想」をまとめ、整備を実施していくことの重要性及びそのプロセス等について、報告書「学校施設整備基本構想の在り方について」を取りまとめています*6。

2 地域と連携した学校施設の充実

(1) 地域の拠点としての学校施設の充実

学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、生涯学習活動や地域住民の交流など、多様な活動の拠点ともなっています。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画において、学校施設の複合化を含む、良好で質の高い学校施設の整備について記載しており、地域社会や家庭、学校が連携協力することの重要性を踏まえた学校施設の整備について方策を提示するとともに、学校施設と他の文教施設（社会教育施設、社会体育施設など）や福祉施設（高齢者福祉施設、児童福祉施設など）などと連携を図るために複合化した施設の整備について国庫補助を行っています。



家庭教室で地域の大人たちが調理
(青森県南部町立名川中学校)
「新たな学校施設づくりのアイデア集」より

*5 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/016/toushin/1312998.htm

*6 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1332263.htm

(2) 文教施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう配慮することが必要であるとともに、地域コミュニティの拠点や災害時における地域住民の避難所等としての役割を果たすことから、バリアフリー化を進めることが重要です。

文部科学省では、「学校施設バリアフリー化推進指針」や学校施設整備指針において学校施設のバリアフリー化の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示すとともに、「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」を作成しています*7。

また、スロープ、障害者用トイレ、エレベーターなどバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行うなど、各地方公共団体などによるバリアフリー化の取組を支援しています。



校舎出入口のスロープ（東京都世田谷区立三宿中学校）
「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」より

(3) 余裕教室・廃校施設の活用

近年、少子化による児童生徒数の減少に伴い、余裕教室や廃校施設が生じています。余裕教室や廃校施設は、各学校・地域の実情やニーズに応じて有効に活用することが重要です。余裕教室は、学習方法の多様化に対応するためのスペースなど、主にその学校の施設として活用されていますが、放課後児童クラブや社会教育施設など、学校施設以外の施設として活用されている事例もあります。廃校施設は、以前から社会教育施設や社会体育施設として活用されている事例が多く見られましたが、近年では社会福祉施設や民間企業の工場、宿泊施設などとしても活用されています。

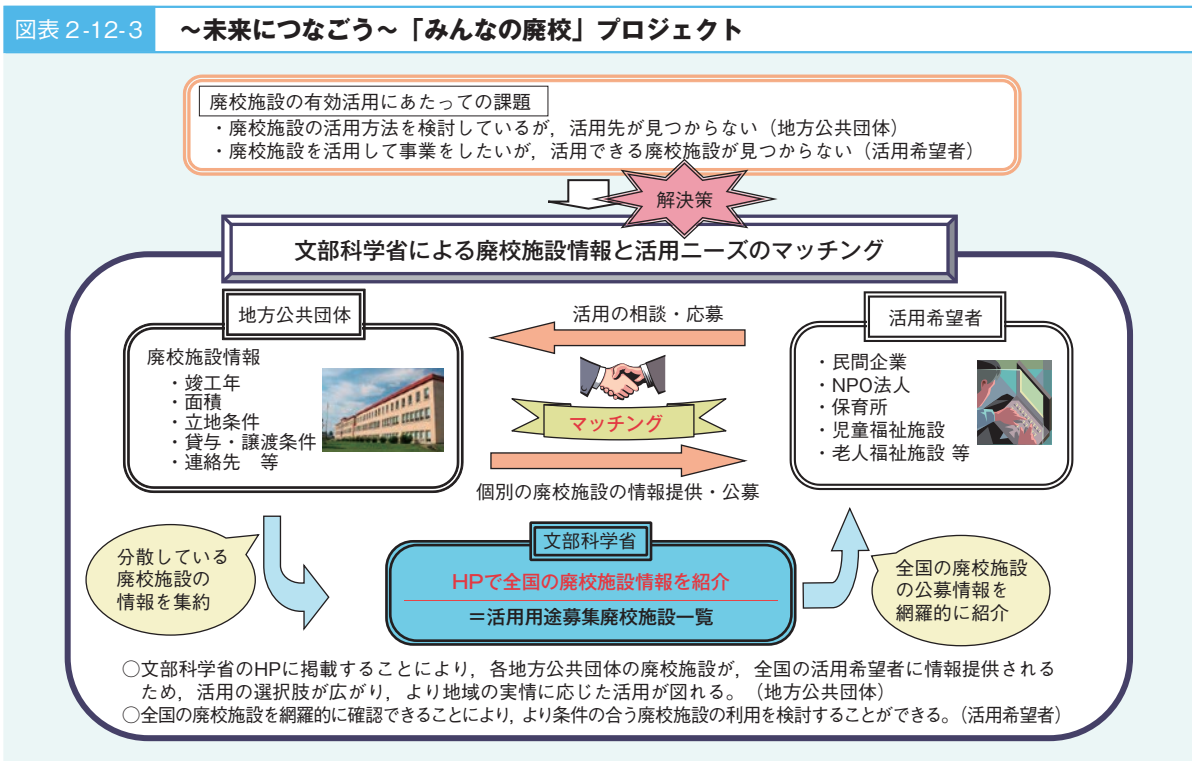
文部科学省では、第2期教育振興基本計画においても、余裕教室の活用を促進すると記載しており、余裕教室や廃校施設が更に有効活用されるよう、活用事例を紹介したパンフレットを作成・配布するとともに、国の補助金を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合に必要な財産処分手続を大幅に弾力化・簡素化しています。

また、廃校施設の活用支援の取組として、地方公共団体が活用方法を募集している廃校施設の情報を集約し、文部科学省のウェブサイト上で公表することで、社会福祉法人や民間企業をはじめとした活用希望者とのマッチングを支援する「みんなの廃校プロジェクト」を展開しています*8。

*7 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm

*8 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

図表 2-12-3 ~未来につなごう~「みんなの廃校」プロジェクト



3 環境を考慮した学校施設づくり

(1) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

地球環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、第2期教育振興基本計画においても、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減、環境教育にも寄与するエコスクール化を推進すると記載されており、再生可能エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備が進められています。エコスクールの整備により、児童生徒にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設的环境負荷低減を図ることができるとともに、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面や、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすことも可能です。

①エコスクール整備推進の取組

文部科学省では、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎の断熱性の向上、校庭の芝生化等に対して国庫補助を行うとともに、関係省庁と連携して地方公共団体がエコスクールとして整備する学校をモデル校として認定する「エコスクールパイロット・モデル事業」を実施することなどにより、エコスクールの整備推進に取り組んでいます（図表 2-12-4）。また、パンフレットや事例集の作成、ウェブサイトによる情報発信など、エコスクールの整備の効果や意義の普及に取り組んでいます。さらに、平成24年度から、エコスクールを更に進化させた、省エネルギーの徹底などにより年間のエネルギー消費を実質上ゼロにする「学校ゼロエネルギー化」を目指す公立学校を支援する「スーパーエコスクール実証事業」を実施しています。

②再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギー設備の導入については、平成21年度から太陽光発電設備を対象に国庫補助を開始し、その後、地域の実情に応じた再生可能エネルギー設備の整備を推進するため、風力発電設備及び太陽熱利用設備についても補助対象とし、取組を推進しています。公立小中学校の太陽光発電設備の設置率は、調査を開始した平成21年度の3.8%から25年度は17.8%に増加しています。さらに、25年度に整備中の学校も含めると19.7%まで増加する見込みです。

③省エネルギー対策

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（「省エネ法」）により、学校においても省エネルギー対策が求められています。このため文部科学省では、学校事務職員と意見交換を行い、「学校のできる省エネ」（平成24年3月）を取りまとめ、各都道府県教育委員会など関係機関へ配布しています*⁹。

図表 2-12-4 エコスクールの推進



校舎屋上に太陽光発電パネルを設置し、環境教育に活用
(山梨県甲府市立貢川小学校)



地域材を活用して床や壁等を木質化し、温かみと潤いのある空間を演出
(山口県萩市立育英小学校)

エコスクールパイロット・モデル事業の認定校数（単位：校）

（平成26年2月現在）

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
18	20	20	41	58	88	97	98	101	70	79	104	157	175	134	112	112	1,484

(2) 学校施設の木材活用

我が国の伝統的な建築材料である木材の活用は、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的であり、たくましく心豊かな児童生徒の育成に寄与しています。また、地域の木材を利用することにより、校舎への愛着、地域文化の理解促進などの効果も期待されます。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないことから、二酸化炭素の排出の抑制が期待でき、地球温暖化防止にも貢献することができます。

公立学校における木材利用の状況については、平成24年度に建築された学校施設（1,217棟）のうち、916棟（75.3%）が木材を使用していました。また、この916棟のうち、木造施設は244棟（20.0%）、木造ではない施設のうち内装に木材を使用した施設は672棟（55.2%）でした。

文部科学省では、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、林野庁や国土交通省と連携して、学校施設の整備に当たっても、各学校や地域の実情を踏まえつつ、木材の利用に積極的に取り組むよう、地方公共団体に促しています。

第2期教育振興基本計画においても、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づき、木材利用を推進すると記載されており、具体的には、公立学校の木造校舎の新增改築事業や既存建物の床や壁などの内装に木材を使用して改修する場合に国庫補助を行うとともに、林野庁とも連携し、木材を活用した学校施設の整備に関する手引書や事例集を作成、配布するとともに、講習会を実施するなど、学校施設における木材利用の取組を推進しています。また、木造校舎の構造設計標準の在り方について、有識者会議における報告書を受け、校舎の計画・設計に関する技術的事項などの検討を行っています。

*⁹ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm

第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

<主として高等教育関係>

○大学等の耐震化率の向上

国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

○国立大学等施設の耐震化率は平成25年5月現在、91.5%に進捗。

○引き続き、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指すとともに、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、老朽化対策や、大学等の機能強化につながる質の高い教育研究環境の確保を推進。

国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）は、社会の要請に応えながら、創造性豊かな人材の養成や独創的・先端的な学術研究、高度先進医療を推進するなど、我が国の高等教育及び学術研究の進展に大きな役割を果たしてきました。文部科学省では、国立大学等がこのような役割を一層果たしていくためには、その基盤となる施設の充実を図ることが重要であるとの認識の下、国立大学等の施設整備の支援を行っています。

1 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づく整備の推進

これまで国立大学等の施設については、「科学技術基本計画」を受けて、平成13年度以降2次にわたり「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、計画的・重点的に施設整備を推進してきました。その結果、教育研究活動を支える基盤となる施設について、耐震化の推進や老朽・狭あい化の解消に一定の進展が図られてきました。しかし、依然として安全性・機能性の不足や老朽化の更なる進行などの課題を抱えているのが現状です（参照：第1部特集2第4節4）。

また、近年では、教育研究の進展に伴う各種研究設備の増加・多様化、大学院組織の拡充、産学官連携の進展などによる全体的な狭あい化の進行、さらには、国際化や地域医療への貢献、地球環境への配慮など国立大学等施設は様々な政策課題や社会的要請への対応が求められるようになってきました。



老朽化の激しい校舎



狭あい化の著しい実験室

文部科学省では、これらの課題に適切に対応していくため、平成23年8月に閣議決定された「第4期科学技術基本計画」を受け、同年8月に「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画（平成23

年度から27年度)」「(第3次5か年計画)」を策定し、計画的・重点的な施設の整備を推進しています*10。

(1) 基本的考え方

第3次5か年計画では、施設整備の基本的考え方として、

質的向上への戦略的整備-Strategy

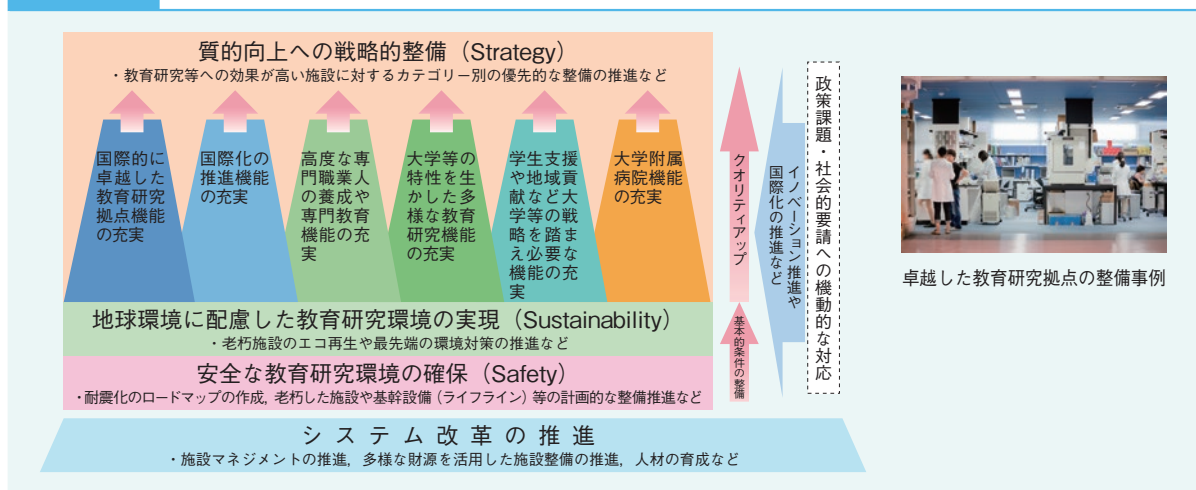
地球環境に配慮した教育研究環境の実現-Sustainability

安全な教育研究環境の確保-Safety

を掲げ、これらの取組を一体的に実現することを通じて、十分な機能を持った、質の高い、安全な教育研究環境の確保を目指しています。

また、より効果的かつ効率的な施設整備を実施するため、基本理念や将来構想、経営戦略などを踏まえた国立大学ごとのキャンパス全体の整備計画(キャンパスマスタープラン)の策定を推進しています。

図表 2-12-5 第3次5か年計画の実施方針



(2) 重点的整備の推進

第3次5か年計画では、前述の基本的考え方の下、以下の施設(約550万㎡)を優先的に整備すべき対象と位置付けています。

老朽施設の改善: 約400万㎡²

: 耐震性に問題のある施設, 教育研究活動に著しい支障のある施設やライフライン(電気・ガス・水道など)を整備

狭あい解消整備: 約80万㎡²

: 卓越した研究拠点の形成や若手研究者の増加, 留学生の受入れなどへの対応のため, 必要となるスペースを整備

大学附属病院の再生: 約70万㎡²

: 最先端医療への対応や救命救急医療の拠点などに必要な施設を整備

平成25年度は、当初予算のみならず、補正予算を措置したことにより、本計画の3年目である25年度までの整備面積は、老朽施設の改善(約206万㎡²)、狭あい解消整備(約56万㎡²)、大学附属病院の再生(約46万㎡²)となる見込みです。

*10 参照: http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/1310229.htm

(3) 施設に関するシステム改革の推進

前述の重点的整備と併せて、既存施設の有効活用や適切な維持管理などの施設マネジメントの推進、多様な財源の活用による施設整備の推進などの施設に関するシステム改革の取組を一層推進しています。

2 今後の国立大学等施設の整備充実に向けた取組

大学の機能強化、グローバル化への対応、地域社会や産業界との連携など、国立大学法人等に対する期待と要請が拡大・多様化している中で、その役割を果たすためには、キャンパスの現状を再評価して最大限活用していくことが必要不可欠です。文部科学省では、キャンパス計画において考慮すべき基本的事項を示す「国立大学等キャンパス計画指針」を平成25年9月に策定しました^{*11}。各国立大学等において、本指針を参考に、大学のキャンパス全体の基本的な計画であるキャンパスマスタープランやその実行計画を充実させながら、学内外関係者が協働し、大学の機能強化や個性・特色の伸長につながるよう、キャンパスを創造的に再生していくことを期待しています。

また、大学における教育研究活動の基盤である施設の整備に当たっては、教育研究上の効果が最大限発揮されるよう整備が図られることが重要です。文部科学省では、「国立大学法人等施設整備の成果・効果事例集2013」(平成25年7月)を作成し^{*12}、PDCAサイクルによる教育研究上の効果を見据えた施設整備の取組や、施設整備がもたらす教育研究上の成果・効果を紹介しています。

文部科学省では、これらの取組を踏まえ、十分な機能を持った、質の高い、安全な教育研究環境の確保がなされるよう、今後の施設整備を推進していきます。

さらに、国立大学附属病院については、医学、歯学及び医療を取り巻く環境が大きく変化する中、従来の「教育」「研究」「診療」への対応に加え、新たに「地域貢献・社会貢献」「国際化」への対応が求められています。また、「社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)」に基づく医療制度改革の議論が進む中、医療提供体制を再構築することで「病院完結型」から「地域完結型」医療への転換を図ることが指摘されています。このような社会的状況を踏まえ、今後の国立大学附属病院施設整備の在り方を検討するために、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会」を開催し、平成26年3月に報告書を取りまとめました^{*13}。本報告書では、個々の附属病院の機能・役割を踏まえた、変化に対応する病院施設を目指した取組が重要であるとしており、文部科学省では、報告書を踏まえた普及・啓発や支援の充実などを推進していきます。



屋内外に空間的なつながりのあるパブリックスペースが、人と人をつなぎ、コミュニケーションを促す
(「国立大学等キャンパス計画指針」より)



広島大学(診療棟)

3 大学等の施設づくりへの技術支援

文部科学省では、国立大学等施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から、国立大学等の施設づくりを支援しています。また、国公私立大学、研究機関など施設における省エネルギーの推進のための取組を実施しています。

*11 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1339802.htm

*12 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/_icsFiles/afeldfile/2013/07/09/1323195_2.pdf

*13 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1331188.htm

(1) 技術的基準の整備

国立大学等の施設整備に当たって一定水準の品質と性能を確保するため、中央省庁共通の「統一基準^{*14}」や文部科学省が定める「特記基準^{*15}」などの技術的基準を定めています。

(2) 公共事業コスト構造改善の推進

平成20年5月に、公共事業のコスト構造の改善を目指し「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」を定め、従来の取組を更に進めるとともに、コスト構造改善を推進しています。具体的には、工事コスト・維持管理費の縮減、施設の長寿命化及び環境負荷の低減効果などの品質の向上を図る取組を行い、20年度から5年間で、19年度に比べて15%の総合コスト改善を目標としていました。24年度における大学等の総合コスト改善率は15.7%となり、物価変動を考慮すると、11.4%となりました。

(3) 実験施設の安全衛生対策の推進

国立大学等では、教育研究活動の高度化や建物の老朽化などに伴い、実験施設における安全衛生の確保が課題となっていることから、有識者による検討を行い、平成22年3月に報告書「実験施設の整備等における安全衛生対策の留意点について」が取りまとめられました^{*16}。

(4) 省エネルギーの推進

「省エネ法」の規制強化や地球温暖化などの問題を受け、大学等においても省エネルギーの一層の推進が求められています。このため文部科学省では、大学等における省エネルギー対策の手引や事例集を作成するとともに、講習会を実施するなどの取組を行っています^{*17}。

また、平成17年度から経済産業省と連携して、エネルギーの使用量が多い大学等を対象に現地調査を実施するとともに、20年度からは文部科学省単独の実地調査も実施し、大学等が教育・研究を進めつつ、一方で省エネルギーが図れるよう、指導・助言を行っています。

*14 統一基準

官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、中央省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

*15 特記基準

施設の特性などから、統一基準により難しい部分がある場合に、統一基準を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。

*16 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1292180.htm

*17 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm

